



〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F
 TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789
 Email info@yodogawaroukyou.gr.jp
 URL http://www.yodogawaroukyou.gr.jp

Monthly Hot News

雇用調整助成金の特例措置について

● 現行の特例措置の取扱い

- ・ 4月末まで現行の特例措置を継続
 日額上限：(1日1人あたり) 15,000円 助成率：(中小企業) 最大 10/10、(大企業) 最大 3/4 <<注>>
 <<注>> 以下については大企業も最大 10/10 助成
 ・ 全国…特に業況が厳しい企業(生産性指標の最近3ヶ月の月平均が前(々)年同期比の30%以上減少)
 → 4月末日まで
 ・ 緊急事態宣言地域(まん延防止等重点措置対象地域も対象)…営業時間の短縮等に協力する飲食店等
 → 解除月の翌月末まで

● 5月～6月の特例措置の取扱い(予定)

- ・ 原則的な措置を段階的に縮減
 日額上限：(1日1人あたり) 15,000円 → 13,500円 助成率：(中小企業) 最大 10/10 → 9/10
- ・ 感染拡大地域特例・業況特例(全国・特に厳しい企業) ※基準は現行の特例措置の<<注>>と同じ
 日額上限：(1日1人あたり) 15,000円 助成率：最大 10/10(中小企業・大企業)
 → 7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置を更に縮減

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置【全国】	4/5 (10/10) 上限 15,000円	4/5 (9/10) 上限 13,500円
	感染拡大地域特例	-	4/5 (10/10) 上限 15,000円
	業況特例【全国】	-	4/5 (10/10) 上限 15,000円
大企業	原則的な措置【全国】	2/3 (3/4) 上限 15,000円	2/3 (3/4) 上限 13,500円
	感染拡大地域特例	4/5 (10/10) 上限 15,000円	4/5 (10/10) 上限 15,000円
	業況特例【全国】	4/5 (10/10) 上限 15,000円	4/5 (10/10) 上限 15,000円

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)

● 雇用維持要件の緩和

一定の大企業及び全ての中小企業について、令和3年1月8日以降、4月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により適用する助成率(最大 10/10)を判断し、「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件が適用外となります。

5月・6月の休業等については、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に係る特例の対象となるものに対し、引き続き、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断することとなる予定です。

社会保険・標準報酬月額の新型コロナ特例改定の期間が更に延長されることになりました

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定の期間が更に延長されることになりました。

【令和2年8月から令和3年7月までの間に新たに休業により報酬が著しく下がった方の特例】 次のアからウのすべてに該当する方が対象となります。

- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和2年8月から令和3年7月までの間に報酬が著しく下がった月が生じた方
 - イ. 著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方（固定的賃金の変動がない場合も対象となります）
 - ウ. 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している
- 令和3年1月から3月までを急減月とする届書については令和3年5月31日までに、令和3年4月から7月までを急減月とする届書については令和3年9月30日までに届出があったものが対象となります。
 - 令和2年8月から12月までを急減月とする届出期間は、令和3年3月1日をもちまして終了致しました。
 - 令和2年4月または5月を急減月とする特例（8月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額により、定時決定の保険者算定として決定）の届出期間についても、令和3年3月1日をもちまして終了致しました。

※上記により特例改定を受けた方は、休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額と比較して2等級以上上がった場合、その翌月から標準報酬月額を改定することになりますので、月額変更届の提出が必要です。（令和3年8月の随時改定までの取扱いとなります。ただし、令和3年6月または7月の報酬が著しく下がったことにより令和3年7月または8月に特例による改定を行った場合は、令和4年8月の随時改定までの取扱いとなります。）

賞与支払届等に係る総括表の廃止及び賞与不支給報告書の新設について

1. 賞与支払届・算定基礎届の提出の際に添付が必要とされていた「総括表」が令和3年4月から廃止となります。

〈廃止となる総括表〉

- ・ 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- ・ 船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- ・ 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届総括表

2. 日本年金機構に登録している賞与支払予定月にいずれの被保険者及び70歳以上の被用者にも賞与を支給しなかった場合は、令和3年4月から「賞与不支給報告書（新設）」の提出が必要となります。

〈新設される賞与不支給報告書〉

- ・ 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書
- ・ 船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書

※賞与が不支給であった場合にご提出ください。不支給の場合は、賞与支払届の提出は不要です。
なお、支払予定月を登録している事業所様には、支払予定月の前月に報告書用紙が日本年金機構より送付されます。